

桐朋学園大学院大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 桐朋学園大学院大学（以下「本学」という。）は、音楽芸術の演奏と学術的理論及びその応用について教育研究し、芸術文化に関する幅広い識見と卓越した能力及び創造性ゆたかな芸術的感性を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 位置

(位置)

第3条 本学の位置は、富山県富山市呉羽町1884番地17とする。

第3節 教育研究の組織等

(本学の課程等)

第4条 本学における課程は、修士課程とし、音楽研究科演奏研究専攻を置く。

2 本学の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、音楽芸術の清新な表現に関する理論と技術についての研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第4節 教職員組織

(教員組織)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、専任講師、非常勤講師その他必要な教員を置く。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に、研究科長その他必要な校務担当者を置き、第1項の教授、准教授、専任講師の中からこれに充てる。

4 研究科長は、学長がこれを兼ねることができる。

(職員組織)

第6条 本学に、事務部を置き、必要な職員をもって構成する。

2 事務部に事務部長を置き、前項の職員からこれに充て、事務を統括する。

3 事務部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第5節 研究科委員会及び教授会

(研究科委員会)

第7条 本学に、桐朋学園大学院大学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会は、第5条の教員のうち学長、教授、准教授及び専任講師をもって構成する。
- 3 研究科委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。
- 4 研究科委員会に関する事項は、桐朋学園大学院大学音楽研究科委員会規則に定める。

(教授会)

第8条 研究科委員会をもって本学の教授会とする。

第6節 学年、学期、及び休業日

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2学期に分ける。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
 - (3) 開学記念日（5月10日）
 - (4) 春季休業 3月16日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
 - (6) 冬季休業 12月16日から翌年1月6日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 修業年限及び入学定員

(修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学生は4年を超えて在学することはできない。

(入学定員及び収容定員)

第12条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員	10人
収容定員	20人

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学（編入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。

(入学出願資格)

第14条 修士課程に入学することを出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者、及び本学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者、及び本学入学の前までに学士の学位を授与される見込みの者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、及び本学入学の前までに修了見込みの者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本学入学の前までに大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
 - (6) 本学において、個別の入学審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者、及び本学入学の前までに22歳に達する者
 - (7) その他、本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本学が出願資格を認定する詳細については、入学試験実施要項に定める。

(入学の出願)

第15条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書、及び成績証明書に、入学検定料を添えて願い出なければならない。ただし、前条第1項第2号により出願資格を認められた者については、修了及び修了見込みを証する書類、及び成績証明書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学を志願した者に対しては、入学試験実施要項に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第17条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第18条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 他の大学院及び大学院大学を修了又は退学し、本学に編入学を希望する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第20条 願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

第3節 教育及び履修方法等

(教育方法)

第21条 本学の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(履修方法等)

第22条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目及び研究指導の内容並びにそれらの履修方法等については、履修案内及びシラバスに定める。

(単位の計算法)

第23条 各授業科目の単位数の算出は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、年間15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、年間30時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技については年間8時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、修士論文、修士演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 3 前2項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第25条 本学で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科
中学校教諭専修免許状	音楽
高等学校教諭専修免許状	音楽

- 2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第4節 課程の修了及び学位

(単位認定試験)

第26条 所定の授業科目を履修した者に対しては、毎学期末に試験の上、その合格者に単位を与える。

- 2 試験は、実技試験のほか、筆記試験又は口頭試験若しくは研究報告によって行うものとする。
- 3 試験の成績は、「優・良・可・不可」の標語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。
- 4 前号によって表記し難い場合は、合格、不合格等で表記することができる。

(修士論文及び修士演奏の試験)

第27条 修士論文及び修士演奏の試験は、所定の単位を修得した者並びに修得見込みの者について行う。

(修了要件)

第28条 修士課程の修了要件は、本学に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士演奏の審査及び試験に合格することとする。

(課程の修了認定及び学位の授与)

第29条 修士課程の修了は、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

- 2 本学において、修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 3 修士課程の修了審査並びに学位に関する規程は、別に定める。

第5節 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第30条 病気その他の理由により、引き続き2カ月以上学業を継続することができないときは、医師の診断書又は保証人連署の理由書を添え、学長に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。
- 3 特別な理由があるときは、前項にかかわらず学長の許可を得て休学期間をさらに1年以内限り延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、第11条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は保証人連署の理由書を添え、学長に願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(海外留学)

第32条 留学を希望する者は、留学願にその理由書を添え、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、学長がこれを許可する。
- 3 留学した期間は、在学年数に加える。
- 4 留学期間中に履修し、修得した授業科目の単位については、第24条2項の規定を準用する。

(退学)

第33条 病気その他やむを得ない理由で、退学を希望する者は、退学願にその理由書を添え、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、学長がこれを許可する。
- 3 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、退学を命ずることができる。
 - (1) 在学年限を超えた者
 - (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
 - (3) 懲戒により処分を受けた者
 - (4) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(除籍)

第34条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを除籍することができる。

- (1) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 賞罰

(表彰)

第35条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第36条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当の理由なく出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 2 懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。

第3章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料)

第37条 入学検定料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。

入学検定料 (特待生入試)	10,000円
入学検定料 (一般入試)	30,000円
入学料	300,000円
授業料	800,000円 (年額)

(入学料の納付)

第38条 入学(編入学、再入学を含む。)を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(授業料の納付)

第39条 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

前期	年額の2分の1 (納入期限：4月15日)
後期	年額の2分の1 (納入期限：10月15日)

2 休学を認められた者は、上記の期日までに各期の4分の1を納入しなければならない。

(復学の授業料)

第40条 前期又は後期中途において復学した者は、復学した月に当該学期の授業料を当該期末までに納入しなければならない。

(退学及び停学の授業料)

第41条 前期又は後期の途中で退学した者又は停学処分された者の当該期分の授業料は徴収する。

(入学料、授業料の免除)

第42条 学業優秀と特に認められるとき又はその他特別な事情があると認められるときは、入学料、授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 入学料、授業料の免除については、別に定める。

(納付した授業料等)

第43条 納入済みの入学検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、授業料については、入学を許可されたときに納付した者が入学年度の前年度末までに入学を辞退した場合、及び申し出て他の期分を前納した者が前納したその学期前に退学した場合は、その授業料相当分を返還する。

第4章 奨学金

(奨学金)

第44条 特に学業優秀でかつ経済的に困窮している者に、本学の奨学金を給付する。

2 奨学金の給付については、別に定める。

第5章 科目等履修生

(出願)

第45条 本学は、本学の学生以外で、授業科目の履修を希望する者を科目等履修生として受け入れる。

2 科目等履修生を志望する者は、所定の願書に科目及び期間を記入し、選考検定料を添えて願い出なければならない。

(選考)

第46条 前条の科目等履修生の志願者についての選考は、別に定める。

(選考検定料、履修料)

第47条 選考検定料、科目等履修料の額は、次のとおりとする。

選考検定料	30,000 円
学科履修料 (1科目につき)	100,000 円
実技履修料 (1科目につき)	200,000 円

第6章 公開講座

(公開講座)

第48条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項の他に、地域貢献に資することを目的として、本学の授業科目の一部を公開授業として実施することができる。

第7章 附属図書館

(附属図書館)

第49条 本学に附属図書館を置く。附属図書館に関する規程は、別に定める。

第8章 附属教育研究機関

(附属教育研究機関)

第50条 本学に附属教育研究機関を置くことができる。附属研究機関に関する規程は、別に定める。

第9章 学生寮

(学生寮)

第51条 本学に学生寮(呉羽寮)を付設する。学生寮に関する規程は、別に定める。

第10章 雑則

第52条 その他この学則に定めるもののほか、細則又は内規等は、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。
- 2 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 3 本改正学則は、平成12年10月1日から施行する。
- 4 本改正学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 本改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 本改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 本改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 本改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 平成26年度以前に入学した学生の授業科目、単位及び修了要件については、なお従前の例によることを原則とする。
- 10 本改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第 22 条関係）

【必修科目】

授業科目	単位	受講年次	修了に必要な単位数
重奏研究Ⅰ	4	1	8
重奏研究Ⅱ	4	2	
専攻実技Ⅰ	4	1	8
専攻実技Ⅱ	4	2	
リサイタルⅠ	1	1	2
リサイタルⅡ	1	2	
修士リサイタル	2	2	2
作品分析Ⅰ	2	1	4
作品分析Ⅱ	2	2	
オーケストラによるコンチェルト実習 AⅠ（弦楽器専攻）	1	1	2
オーケストラによるコンチェルト実習 AⅡ（弦楽器専攻）	1	2	
オーケストラによるコンチェルト実習 BⅠ（ピアノ専攻）	1	1	2
オーケストラによるコンチェルト実習 BⅡ（ピアノ専攻）	1	2	

【選択科目】

授業科目	単位	受講年次	修了に必要な単位数
西洋音楽概論	1	1・2	4
楽曲研究基礎	1	1・2	
演奏研究ゼミ AⅠ（弦楽器専攻）	1	1	
演奏研究ゼミ AⅡ（弦楽器専攻）	1	2	
演奏研究ゼミ BⅠ（ピアノ専攻）	1	1	
演奏研究ゼミ BⅡ（ピアノ専攻）	1	2	
伴奏実技演習（ピアノ専攻）	1	1・2	

- 修了に必要な単位数を 30 単位とする。
- リサイタルⅠ、Ⅱの計 2 単位及び修士リサイタル 2 単位、楽曲研究基礎の修得単位は専修免許に必要な 24 単位に含まない。
- 楽曲研究基礎は、修士論文作成上の指導を受けるものである。従って、履修する場合は 2 年通して履修しなければならない。